

令和 6 年度第 1 1 回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和 7 年 2 月 2 5 日（火）

1 4 時 3 0 分～1 5 時 3 0 分

滝沢市役所 4 階 中会議室

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 教育長事務報告
- 日程第 4 議案第 1 号 令和 7 年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針に関し議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2 号 学校職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第 3 号 滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第 4 号 滝沢市教育委員会文書取扱規程の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第 5 号 滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第 6 号 滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正することについて
- 日程第 1 0 議案第 7 号 滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正することについて
- 日程第 1 1 事務報告 1 滝沢市議会定例会 2 月会議について

教 育 長 事 務 報 告 書

令和7年2月25日

月 日	曜	事 項	場 所
1月28日	火	研究主任研修会	庁内
1月29日	水	議会全員協議会	庁内
1月31日	金	県立博物館協議会	盛岡市「岩手県立博物館」
〃	〃	第3回教育支援委員会	庁内
2月1日	土	市青少年育成市民会議	滝沢ふるさと交流館
〃	〃	市体育協会70周年記念式典・祝賀会	盛岡市「アートホテル盛岡」
2月2日	日	市議会市民議会	庁内
2月3日 ～2月5日	月～水	第3回人事異動等調整会議	盛岡市「ホテル紫苑」
2月4日	火	市議会2月会議(一般質問)	庁内
2月5日	水	第3回県学校教育DX.学力育成協議会	盛岡市「サンセール盛岡」
〃	〃	第3回県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換	盛岡市「サンセール盛岡」
2月7日	金	第2回市立学校給食センター運営委員会	市学校給食センター
2月10日	月	第2回市社会教育委員会議	ビッグルーフ滝沢
〃	〃	第2回市スポーツ推進審議会	ビッグルーフ滝沢
〃	〃	中学校部活動の在り方に関する関係者協議会	ビッグルーフ滝沢
2月13日	木	第2回副校長会議	庁内
2月14日	金	議会全員協議会	庁内
〃	〃	岩手地区校長会謝労会	盛岡市「サンセール盛岡」
2月15日	土	放課後子ども教室チャグホ塾発表会	滝沢ふるさと交流館
2月17日 ～2月19日	月～水	第4回人事異動等調整会議	盛岡市「ホテル紫苑」
2月20日	木	第11回校長会議	庁内
2月21日	金	市議会3月会議	庁内
〃	〃	第2回教務主任会議	庁内
2月24日	月	市青少年健全育成関係者懇談会	滝沢ふるさと交流館
2月25日	火	第5回人事異動等調整会議	盛岡市「盛岡地区合同庁舎」
〃	〃	教育委員辞令交付式	庁内
〃	〃	第2回総合教育会議	庁内
〃	〃	第11回教育委員会議	庁内

議案第 1 号

令和7年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針に関し議決を求めること
について

令和7年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針を定めることについて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条の規定に基づき、議決を求める。

令和7年2月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

令和7年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

令和 7 年度

滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針

滝 沢 市
滝沢市教育委員会
(令和 7 年 4 月 1 日)

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
第2 市が実施する対策に関する事項	
1 滝沢市いじめ防止等対策協議会の設置	3
2 いじめ防止等に関する取組	3
第3 学校が実施する対策に関する事項	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	4
2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置	4
3 学校におけるいじめ防止等に関する取組	5
第4 重大事態への対処に関する事項	
1 重大事態の発生と報告	7
2 調査及び情報提供	7
3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	8
【参考】県内いじめ相談窓口一覧・SNS での利用が可能な相談窓口	9

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

児童生徒は学校生活の中で生じる人間関係のトラブルを、自分の努力や友達、先輩、先生、保護者との関わりの中で解決を図り、成長していくものである。よって、人間関係のトラブルを全ていじめとして取り上げ、対処していくことは児童生徒から成長の機会を奪うことになりかねないとも言える。しかし、児童生徒の様子を注意深く見守り、見逃してはならないものについては学校や周囲の大人が責任ある対応をしていく必要がある。

本基本的な方針（以下「市基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市及び市教育委員会（以下「市教委」という。）・学校・家庭・地域・その他関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、市及び市教委は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

（地方いじめ基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

本市におけるいじめの防止等のための対策の基本的な方向を定め、これに沿って具体的な対策を行うものとする。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の人権を守り、自死を防ぐことが特に重要であることを認識しつつ、市及び市教委、学校、家庭、地域、その他の関係者との情報共有と連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、積極的に認知することが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛」を「過度の苦しみ」などのように程度を限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒が自他ともにいじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。特に、震災や家庭事情による転居や障がいの有無など、人権にかかわる問題については、注意深く対応していく必要がある。

このため、学校では、校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加えていじめ問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するためにリーフレットを活用し、普及、及び啓発を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や市教委は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが必要である。

また、家庭は、子供の変化や小さな兆候への気付きを学校に相談するなど、学校と連携して子供を見守る姿勢が必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教委への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との情報共有と連携が必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、学校関係者と家庭、地域との信頼関係に基づく連携が必要である。

(5) 関係機関との連携について

適切な情報共有と連携を図るため、平素から学校や市教委と関係機関（警察、医療機関、市関係行政機関等）の間で情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 市が実施する対策に関する事項

市及び市教委は、いじめの未然防止を最重要課題と位置づけ、市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進するとともに、各校の取組を指導・支援し、必要な措置を講ずる。

1 滝沢市いじめ防止等対策協議会の設置

市及び市教委は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、関係行政機関の職員、学校教育の関係者、児童生徒の保護者、学識経験者、本市の職員等により構成される「滝沢市いじめ防止等対策協議会」を設置する。なお、滝沢市いじめ防止等対策協議会は、条例で定めるものとする。

2 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの防止

- ① 『正義』と『信頼』の学校」を目指し、必要な施策を行う。
- ② 学校の教育課程において必要な指導・支援を行う。
 - ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳教育を推進する。
 - ・学校・家庭・地域が連携して、思いやりの気持ちや感謝の心を育む取組を推進する。
 - ・全ての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を推進する。
- ③ 市立小中学校の児童生徒と保護者に対する「滝沢市いじめアンケート」を2学期末に市内一斉に実施し、いじめ防止及び対策の推進に努め、学校のいじめの問題への対応を支援する。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。また、特に教職員による暴力行為は体罰であり、ことばによる過度な叱責についても、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、校長会議等により体罰禁止の徹底を図る。
- ⑤ 滝沢市いじめ防止等対策協議会を年2回開催し、市内のいじめ問題の状況と、その対処方法、未然防止等について協議するとともに、市基本方針の実効性を高めるための意見交換を行い、市のいじめ問題対策を見直し、改善と充実を図る。
- ⑥ 滝沢市生徒指導連絡協議会や学校教育振興協議会の活動を通して、学校や関係機関との連携を図り情報交換・情報共有に努め、各校のいじめ対策に向けた取組の充実を図る。また、ネット上でのいじめ発生の防止に向け、ジュニアリーダーズセミナーを開催し、情報モラル教育の推進を図る。
- ⑦ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、滝沢市いじめ防止等対策協議会で作成した、「滝沢市いじめ防止等対策リーフレット」を活用し、児童生徒、学校、保護者及び地域に、必要な広報その他の啓発活動を行う。
- ⑧ SNSを介したトラブルからいじめに発展することが多いため、「SNSトラブル防止リーフレット」を作成、市内全戸に配布活用し、SNSを介したトラブルを未然に防ぐ取組を推進する。
- ⑨ いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るため、スクールカウンセラーの適正な配置に努める。
- ⑩ 各校の「学校いじめ防止基本方針」が、取組、計画、組織対応、評価改善など、実効性のあるものとなるよう指導・支援を行う。
- ⑪ 学校に対して、不安や悩みを抱える児童生徒への等も活用した相談窓口の情報提供及び周知を行う。

(2) いじめの早期発見

- ① 学校の実施するアンケート等により発見された事案について、学校は報告・連絡・相談を速やかに行うこととし、必要に応じて指導・支援を行う。
- ② いじめ相談の窓口として、『すこやかテレフォン (687-3866)』の周知を図り、相談体制を整備する。

(3) いじめへの対処

- ① 学校からいじめの報告を受けた場合は、各校のいじめ防止等の対策のための組織を活用し、被害児童生徒を守ることを優先して、迅速に対応するよう指導・支援を行う。
- ② 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整して問題の解決を図る必要がある場合や、市教委が対応を図る必要があると判断される場合は、関係機関との連携を図りながら問題の解決に向けて取り組む。
- ③ いじめの再発防止のため、いじめの防止等に関する取組の見直しを図る。

第3 学校が実施する対策に関する事項

学校は、いじめの未然防止を最重要課題と位置づけ、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や県、市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針の改善・見直しに当たっては以下のことに留意する。

- ① 「いじめの防止」（未然防止のための取組等）に始まり、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）までの一連の内容を示すこと。
- ② いじめが起きてからの対応だけでなく、いじめが起きないように、どのような取組を、どのくらいの回数、どの学年のどの時期に、といった内容を行動計画的に示すこと。
- ③ 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）を示すこと。
- ④ 全ての教職員の共通理解・共通認識の下に、組織的・計画的にいじめに取り組む学校体制を構築すること。
- ⑤ 学校基本方針について、学校のホームページ等で、保護者・地域に対して、その主旨や内容を示すとともに、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。

2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

構成員は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、~~教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任などから、~~ 学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭など校内の教員と、~~スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった外部専門家などから、~~ 校長が実情に応じて定めるものとする。

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、小さな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。

具体的には、次のような役割が考えられる。

- ① 未然防止の推進など学校基本方針に基づいて取組が実施されるよう、進捗状況を把握し、定期的検証を行うこと。
- ② ~~校内研修会を実施し、学校基本方針についての教職員の共通理解の場を設定すること。全教職~~

員が、学校いじめ防止基本方針や関係法令等の理解を深め、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか等、共通認識できる場を設定すること。（職員会議や校内研修会等の場の設定）また、教職員のいじめ問題への意識啓発に努めること。

- ③ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信を行うとともに、必要に応じて意識啓発や意見聴取のための取組を行い、開かれた学校づくりに努めること。
- ④ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約を行うこと。
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報の集約や整理を行うこと。
- ⑥ 発見されたいじめ事案への対応を決めて実行すること。
- ⑦ 会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えること。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

（1）いじめの防止

- ① いじめについての共通理解といじめを許さない態度の育成

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が「滝沢市いじめ防止等対策リーフレット」を活用するなどし、人権教育の観点から日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。特に、毎月11日を「安全・安心・心の日」と設定し、全児童生徒・全職員で再認識する機会とする。

- ② 社会性と豊かな情操の育成

学校の教育活動全体を通じた復興教育、道德教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育むとともに、すべてのいじめに対して「人間として絶対に許されない行為である」という正義の心を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

- ③ いじめが生まれる背景の理解及びその指導

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。また、多様性に配慮し、中学校では制服等の学校生活*について生徒、保護者の意志を尊重できるよう適切に対応するとともに、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

（※髪型・更衣室・トイレ・呼称・授業・水泳・運動部の活動・修学旅行等）

- ④ 自己有用感や自己肯定感の醸成

学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高める。なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、同学校種や異学校種間で適切に連携して取り組む。

- ⑤ 児童生徒による取組の推進

児童会や生徒会活動を中心にして、「滝沢市いじめ防止等対策リーフレット」を活用するなどし、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論する取組を推進する。

- ⑥ 情報モラル教育の充実

ネット上でのいじめ発生を防ぐため、ジュニアリーダーズセミナーにて令和元年度に策定した「滝沢市中学生情報モラル宣言」や令和5年度に協議した「SNSトラブル防止リーフレット」等を活用する。その中で、各校における「情報モラル宣言」や「我が家の『SNS使用ルール』」の取組など、児童生徒が、情報機器使用の課題を自分事として考える機会を設定し、正しく利用しようとする態度の育成を図る。また、情報機器の利用に関しては、中学校のみならず小学校においても家庭との協力が不可欠であり、市PTA連絡協議会代表者が考案した「我が家のスマホルール」等を、各校の学校教育振興協議会やPTAに周知し、保護者の学びの機会を設けるなど学校と家庭と地域が共通理解を図る取組も推進する。

⑦ 家庭・地域との連携

開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校生活の状況や学校基本方針に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組を「学校だより」、「各種懇談会」、「学校評価の公表」等を活用し、家庭・地域に積極的に提供する。また、自治会、人権擁護委員、民生児童委員、学校医等の関係団体といじめについて協議する機会や命の大切さについての講話の実施等、「滝沢市いじめ防止等対策リーフレット」を活用するなどし、いじめの未然防止に向けた地域ぐるみの取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われる場合が多いことを全職員で認識し、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って積極的に認知する。また、児童生徒からの訴えや保護者からの相談は、すべて「いじめである」と捉え、迅速・丁寧に対応する。
- ② 日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、児童生徒の表情、言動、生活記録ノートの記述などに目を配り、アンテナを高く保つよう努める。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談による面談の実施、SNS等も活用した相談窓口の周知等により、いじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に努める。
- ④ 家庭や地域、周囲の保護者が、子供の変化や小さな兆候への気付きを積極的に学校へ相談できるよう、学校と家庭の信頼関係を構築し、連携して子供を見守る姿勢作りに努める。

(3) いじめへの対処

- ① いじめの疑いがあったり、いじめの発見や通報を受けたりした際に、報告・連絡・相談できる教職員間の雰囲気づくりや情報を共有できる体制づくりを構築しておく。決して担任や特定の教職員で抱え込むことがないようにする。
- ② 指導にあたっては、校長をリーダーとする「いじめの防止等のための組織」により「指導レベル」を判断し、教職員全員で共通理解し、保護者や関係機関との情報共有と連携の下で組織として取り組む。

《指導レベル》

- A：子ども同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル
- B：教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られるレベル
- C：教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入、指導が求められるレベル
- D：行為が悪質であり、重大事態となりうるレベル

- ③ 指導レベルCDの事案については、速やかに市教委へ報告する。
- ④ 対応については、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、いじめを安易に「解消した」とせず、日常的に注意深く観察し、継続的な指導を行う必要がある。
- ⑤ いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3か月を目安）していること。
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第4 重大事態への対処に関する事項

重大事態が発生した場合、法第28条の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために調査を行う。

1 重大事態の発生と報告

(1) 重大事態の意味について

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

学校は、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト（令和6年8月30日付、6文科初第1137号参照）を活用し、いじめ重大事態に対し平時から備える。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教委に報告し、市教委は市長に事態発生について報告する。なお、学校はいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署に通報し、警察と連携した対応をとる。

(3) 調査主体の決定

市教委は、速やかに学校の下に組織を設けるように指示し、初期対応においては、滝沢市いじめ防止等対策協議会に指導、支援を求め、当事者間の関係を調整するなどの協力を得て対応する。学校は、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

ただし、その調査において児童生徒や保護者から十分な理解が得られなかった場合や、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教委が判断する場合には、市教委の下に第三者調査委員会を設け、調査を行う。

2 調査及び情報提供

(1) 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教委が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

(2) 調査を行うための組織について

① 学校の下に設ける組織

- ・既存の「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、市教委事務局職員も加えた組織とする。
- ・市教委は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

② 市教委事務局が庶務を担当する第三者調査委員会

- ・重大事態の発生後に、必要に応じて事案ごとに条例により設置する。
- ・構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）とする。
- ・県教育委員会や職能団体・大学・学会からの推薦等により参加を図り、公平性及び中立性を確保して調査を実施する。

（３）いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、市教委又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

（４）調査結果の報告と調査結果を踏まえた措置

調査結果については、市教委を通じて市長に報告するとともに、市教委および学校は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のために必要な措置を講ずる。

３ 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（１）再調査

市教委より調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査を行う組織は、当該重大事態の内容や再調査が必要と判断される理由等により、その構成等についてその都度判断するものとする。

その際、市長部局の下に、第三者調査委員会を設けて実施する方法や、岩手県教育委員会に外部の専門家からなる支援チームを要請し、調査を実施する等の方法が考えられる。

（２）いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

再調査についても、市教委又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

（３）調査結果の報告と再調査の結果を踏まえた措置

市長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告するとともに、市長及び市教委は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のために必要な措置を講ずる。

【参考】＜県内いじめ相談窓口一覧＞

24 時間子供 SOS ダイヤル（いじめ相談電話）	0120-0-78310	24 時間
子どもの人権 110 番（法務局）	0120-007-110	平日 8：30～17：15
盛岡いのちの電話	019-654-7575	月～土 12：00～21：00、日 12：00～18：00
ふれあい電話（県立総合教育センター）	0198-27-2331	平日 9：00～17：00
青少年なやみ相談室	019-606-1722	火水金 9：00～16：00、月木 9：00～20：00
チャイルドライン	0120-99-7777	月～土 16：00～21：00
ヤングテレホンコーナー（岩手県警）	019-651-7867	平日 9：00～17：45
すこやかダイヤル（県立生涯学習推進センター）	0198-27-2134	平日 10：00～17：00

＜SNS での利用が可能な相談窓口＞

こころのほっとチャット （東京メンタルヘルス・スクエア）		第 1 部 12:00～15:50 第 2 部 17:00～20:50 第 3 部 21:00～23:50 毎月最終土～日 24:00～5:50
あなたのいばしょチャット相談 （特定非営利活動法人あなたのいばしょ）		24 時間 365 日利用可能
チャイルドライン （特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター）		木金土 16:00～21:00 （詳細は、HP 内のカレンダーで確認）
SNS（LINE）人権相談 （法務局・地方法務局・人権擁護委員連合会）		平日 8:30～17:15

議案第 3 号

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正することについて

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則
（別紙）

令和7年2月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

学校事務職員で構成している南北共同実施組織を、学校事務の適正かつ効率的な事務体制の確立を図るため、滝沢北共同学校事務室及び滝沢南共同学校事務室へ移行することに伴う改正を行うこと、令和6年4月より岩手県において設置された「専門幹」を充てることができる職を規定し、その他字句等の所要の整備を行うため滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正するものである。これが、この規則案を提出する理由である。

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則

滝沢市立小中学校管理運営規則（昭和３９年滝沢村教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２４条を次のように改める。

第２４条 削除

第２５条の２及び第２５条の３を次のように改める。

（主幹）

第２５条の２ 学校に主幹を置くことがある。

２ 主幹は、校長の監督を受け、重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。

（事務長）

第２５条の３ 学校に事務長を置くことがある。

２ 事務長は、校長の監督を受け、極めて高度の知識経験を必要とする事務をつかさどる。

第２５条の３の次に次の１条を加える。

（専門幹）

第２５条の４ 学校に専門幹を置くことがある。

２ 専門幹は、校長の監督を受け、特に専門的な知識経験を必要とする事務をつかさどる。

第５章の２の章名を次のように改める。

第５章の２ 共同学校事務室

第３１条の２の見出しを「（共同学校事務室）」に改め、同条第１項を次のように改める。

学校に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の４第１項の規定に基づき、共同学校事務室を置く。

第３１条の２第２項中「共同実施組織」を「共同学校事務室」に改める。

別表事務職員の部を次のように改める。

事務職員	主任主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	主事	
	行政専門員	

別表中「

事務嘱託 主事補 技師補 養護婦 調理員 ボイラ技士 技能員 事務見習 主任用務員	上司の命を受け、事務補助、技術補助、作業又は労務に従事する。
---	--------------------------------

用務員 作業員	
------------	--

」を

「

主任用務員 用務員	上司の命を受け、労務に従事する。
--------------	------------------

」に

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 後																																				
<u>(分校主任)</u> <u>第 2 4 条 分校を有する学校には、分校に分校主任を置くことがある。</u> <u>2 分校主任は、校長の監督を受け、分校の校務をつかさどる。</u> <u>(事務長)</u> <u>第 2 5 条の 2 学校に事務長を置くことがある。</u> <u>2 事務長は、校長の監督を受け、困難な事務をつかさどるとともに、共同実施組織を総括する。</u> <u>(主幹)</u> <u>第 2 5 条の 3 学校に主幹を置くことがある。</u> <u>2 主幹は、校長の監督を受け、重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>	<u>第 2 4 条 削除</u> <u>(主幹)</u> <u>第 2 5 条の 2 学校に主幹を置くことがある。</u> <u>2 主幹は、校長の監督を受け、重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u> <u>(事務長)</u> <u>第 2 5 条の 3 学校に事務長を置くことがある。</u> <u>2 事務長は、校長の監督を受け、極めて高度の知識経験を必要とする事務をつかさどる。</u> <u>(専門幹)</u> <u>第 2 5 条の 4 学校に専門幹を置くことがある。</u> <u>2 専門幹は、校長の監督を受け、特に専門的な知識経験を必要とする事務をつかさどる。</u>																																				
<u>第 5 章の 2 事務の共同実施</u> <u>(事務の共同実施)</u> <u>第 3 1 条の 2 学校における事務処理と学校運営の支援を行うため、共同実施組織を置く。</u> <u>2 共同実施組織の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。</u> 別表（第 2 9 条関係）	<u>第 5 章の 2 共同学校事務室</u> <u>(共同学校事務室)</u> <u>第 3 1 条の 2 学校に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 4 第 1 項の規定に基づき、共同学校事務室を置く。</u> <u>2 共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。</u> 別表（第 2 9 条関係）																																				
<table><tr><th>職員</th><th>職</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="4">事務職員</td><td>主任</td><td rowspan="4">上司の命を受け、事務に従事する。</td></tr><tr><td>主事</td></tr><tr><td>主事</td></tr><tr><td>行政専門員</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="2">事務嘱託 主事補 技師補 養護婦 調理員 ボイラ技士</td><td>上司の命を受け、事務補助、技術補助、作業又は労務に従事する。</td></tr></table>	職員	職	職務	略			事務職員	主任	上司の命を受け、事務に従事する。	主事	主事	行政専門員	略			事務嘱託 主事補 技師補 養護婦 調理員 ボイラ技士		上司の命を受け、事務補助、技術補助、作業又は労務に従事する。	<table><tr><th>職員</th><th>職</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="4">事務職員</td><td>主任</td><td rowspan="4">上司の命を受け、事務をつかさどる。</td></tr><tr><td>主事</td></tr><tr><td>主事</td></tr><tr><td>行政専門員</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="2">主任用務員 用務員</td><td>上司の命を受け、労務に従事する。</td></tr></table>	職員	職	職務	略			事務職員	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。	主事	主事	行政専門員	略			主任用務員 用務員		上司の命を受け、労務に従事する。
職員	職	職務																																			
略																																					
事務職員	主任	上司の命を受け、事務に従事する。																																			
	主事																																				
	主事																																				
	行政専門員																																				
略																																					
事務嘱託 主事補 技師補 養護婦 調理員 ボイラ技士		上司の命を受け、事務補助、技術補助、作業又は労務に従事する。																																			
職員	職	職務																																			
略																																					
事務職員	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。																																			
	主事																																				
	主事																																				
	行政専門員																																				
略																																					
主任用務員 用務員		上司の命を受け、労務に従事する。																																			

現 行		改 正 後
技能員 事務見習 主任用務員 用務員 作業員		

議案第 4 号

滝沢市教育委員会文書取扱規程の一部を改正することについて

滝沢市教育委員会文書取扱規程の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令
（別紙）

令和7年2月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

令和7年4月1日より、岩手県全県統一統合型校務支援システム（電子処理機能を利用して文書の管理及び収受に関する事務の処理を行うシステムをいう。）が稼働することに伴い、当該システムを利用してこの訓令に定める処理を行うときは、当該システムへの記録をもって、当該処理を行うことができるとする特例について定めるため、滝沢市教育委員会文書取扱規程（平成10年滝沢村教育委員会訓令第3号）の一部を改正するものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

滝沢市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

滝沢市教育委員会文書取扱規程（平成10年滝沢村教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（統合型校務支援システムの利用に係る特例）

第3条 統合型校務支援システム（電子処理機能を利用して文書の管理及び収受に関する事務の処理を行うシステムをいう。）を利用してこの訓令に定める処理を行うときは、当該システムへの記録をもって、当該処理を行うことができる。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滝沢市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令新旧対照表

現 行	改 正 後
	<u>(統合型校務支援システムの利用に係る特例)</u> <u>第3条 統合型校務支援システム（電子処理機能を利用して文書の管理及び収受に関する事務の処理を行うシステムをいう。）を利用してこの訓令に定める処理を行うときは、当該システムへの記録をもって、当該処理を行うことができる。</u>

議案第 5 号

滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正することについて

滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
（別紙）

令和7年2月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

学校事務職員で構成している共同実施組織を共同学校事務室へ移行することに伴い、滝沢市立小中学校管理運営規則（昭和39年滝沢村教育委員会規則第1号）の一部改正を行う。これにより現在使用している公印のうち、共同実施組織の公印を共同学校事務室の公印に更新する必要があること、及び所要の字句等の整備を行う必要があることから、滝沢市教育委員会公印規程（平成13年滝沢村教育委員会訓令第2号）の一部を改正するものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

滝沢市教育委員会公印規程（平成１３年滝沢村教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第１１条を次のように改める。

（印影の印刷）

第１１条 公印は、保管者の承認を得て、その印影を印刷し、又は必要によりそれを縮小して印刷することができる。

第１２条中「意外」を「以外」に改める。

別表中「

学校事務共同実施組織の長	1	滝沢市立学校北共同事務室事務長印	てん書	つげ	方１８	北共同事務室の拠点校長	事務長名をもって発する文書	縦彫り
	2	滝沢市立学校南共同事務室事務長印	〃	〃	〃	南共同事務室の拠点校長	〃	縦彫り

」を

「

共同学校事務室	1	滝沢北共同学校事務室長印	てん書	つげ	方１８	滝沢北共同学校事務室長	共同学校事務室長名をもって発する文書	縦彫り
	2	滝沢南共同学校事務室長印	〃	〃	〃	滝沢南共同学校事務室	〃	縦彫り

」に

改める。

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令新旧対照表

現 行									改 正 後								
(印影の印刷)									(印影の印刷)								
第 1 1 条 特に必要があるときは、公印の印影を印刷し、又は縮小して印刷し、公印の使用に代えることができる。									第 1 1 条 公印は、保管者の承認を得て、その印影を印刷し、又は必要によりそれを縮小して印刷することができる。								
2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、教育総務課長の承認を受けなければならない。																	
3 前項の承認は、教育総務課長の合議をもって代えることができるものとする。																	
(使用の制限)									(使用の制限)								
第 1 2 条 公印は、所定の場所 <u>意外</u> に持ち出して使用してはならない。									第 1 2 条 公印は、所定の場所 <u>以外</u> に持ち出して使用してはならない。								
別表（第 3 条関係）									別表（第 3 条関係）								
種類	番号	印刻文字	字体	材質	大きさ (ミリメートル)	保管者	使用区分	備考	種類	番号	印刻文字	字体	材質	大きさ (ミリメートル)	保管者	使用区分	備考
略									略								
学校事務共同実施組織の長	1	滝沢市立学校北共同事務室事務長印	てん書	つげ	方 1 8	北共同事務室の拠点校長	事務長名をもって発する文書	縦彫り	共同学校事務室	1	滝沢北共同学校事務室長印	てん書	つげ	方 1 8	滝沢北共同学校事務室長	共同学校事務室長名をもって発する文書	縦彫り
	2	滝沢市立学校南共同事務室事務長印	〃	〃	〃	南共同事務室の拠点校長	〃	縦彫り		2	滝沢南共同学校事務室長印	〃	〃	〃	滝沢南共同学校事務室長	〃	縦彫り

議案第 6 号

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正することについて

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年滝沢村教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 号の規定により、議決を求める。

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令
（別紙）

令和 7 年 2 月 25 日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

令和 7 年 4 月 1 日より、岩手県全県統一統合型校務支援システム（校務に関する事務を処理する電子計算組織）が稼働することに伴い、当該システムを利用してこの訓令に定める服務に関する手続を行うときは、当該システムへの記録をもって手続に係る書類に代えることができるとする特例について定めるため、滝沢市立学校教職員服務規程（平成 18 年滝沢村教育委員会訓令第 3 号）の一部を改正するものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改訂する訓令

滝沢市立学校教職員服務規程（平成１８年滝沢村教育委員会訓令第３号）の一部を次のように改正する。

目次中「通常服務（第３条―第３２条）」を「通常服務（第３条―第３３条）」に、「非常服務（第３３条）」を「非常服務（第３４条）」に、「雑則（第３４条）」を「雑則（第３５条）」に改める。

第３４条を第３５条とし、第３３条を第３４条とし、第３２条の次に次の１条を加える。

（統合型校務支援システムの利用に係る特例）

第３３条 この訓令の規定にかかわらず、統合型校務支援システム（校務に関する事務を処理する電子計算組織をいう。）を利用してこの訓令に定める手続を行うときは、当該システムへの記録をもって、当該手続に係る書類の提出に代えることができる。

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

現 行	改 正 後
目次	目次
第 2 章 <u>通常服務（第 3 条—第 3 2 条）</u>	第 2 章 <u>通常服務（第 3 条—第 3 3 条）</u>
第 3 章 <u>非常服務（第 3 3 条）</u>	第 3 章 <u>非常服務（第 3 4 条）</u>
第 4 章 <u>雑則（第 3 4 条）</u>	第 4 章 <u>雑則（第 3 5 条）</u> <u>（統合型校務支援システムの利用に係る特 例）</u>
	第 3 3 条 <u>この訓令の規定にかかわらず、統 合型校務支援システム（校務に関する事務 を処理する電子計算組織をいう。）を利用 してこの訓令に定める手続を行うときは、 当該システムへの記録をもって、当該手続 に係る書類の提出に代えることができる。</u>
（災害時の服務）	（災害時の服務）
第 3 3 条 略	第 3 4 条 略
2 略	2 略
（補則）	（補則）
第 3 4 条 略	第 3 5 条 略

議案第 7 号

滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正することについて

滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令
（別紙）

令和7年2月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

学校事務職員で構成している共同実施組織を共同学校事務室へ移行することに伴い、滝沢市立小中学校管理運営規則（昭和39年滝沢村教育委員会規則第1号）の一部改正を行う。これにより、引用する字句が改正されること及び引用する条項の整理を行う必要があることから、滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成28年滝沢市教育委員会訓令第1号）の一部を改正するものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する
訓令

滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成２８年滝沢市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出しを「（共同学校事務室の長委任事項）」に改め、同条中「共同実施組織の長」を「共同学校事務室の長」に改め、同条第１号中「別表第１の６の３」を「別表第１の６の４」に改め、同条第２号中「６の２」を「６の３」に改める。

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令
新旧対照表

現 行	改 正 後
<u>(共同実施組織の長委任事項)</u> 第3条 滝沢市立小中学校管理運営規則（昭和39年滝沢村教育委員会規則第1号）第31条の2に規定する<u>共同実施組織の長</u>に委任する事項は、次のとおりとする。 （1）岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）<u>別表第1の6の3</u>及び岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第15号）第2条の規定に基づく県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務を処理すること。 （2）条例別表第1の5の3及び<u>6の2</u>の規定に基づく県費負担教職員に係る児童手当等の支給に関する事務を処理すること。	<u>(共同学校事務室の長委任事項)</u> 第3条 滝沢市立小中学校管理運営規則（昭和39年滝沢村教育委員会規則第1号）第31条の2に規定する<u>共同学校事務室の長</u>に委任する事項は、次のとおりとする。 （1）岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）<u>別表第1の6の4</u>及び岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第15号）第2条の規定に基づく県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務を処理すること。 （2）条例別表第1の5の3及び<u>6の3</u>の規定に基づく県費負担教職員に係る児童手当等の支給に関する事務を処理すること。